

## 小金井市公共工事の中間前払金取扱要綱

(通則)

第1条 小金井市契約事務規則（昭和39年規則第16号。以下「規則」という。）  
第49条の2による公共工事の中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象は、小金井市（以下「市」という。）が発注する土木工事、  
建築工事及び設備工事（以下「公共工事」という。）のうち、規則第49条第1項  
の規定により前金払をしたもの（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29  
号）附則第3条第3項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。）  
とする。

(中間前金払の率)

第3条 規則第49条の2第1項に規定する中間前金払の率は、契約金額の2割とす  
る。

(中間前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、中間前金払により支払う前払金（以下「中間前払  
金」という。）の最高限度額は、1件の契約につき5,000万円とする。

(中間前金払の制限)

第5条 第2条の規定により中間前金払の対象とされる工事であっても、規則第49  
条の3に規定する部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

2 前項に定める場合のほか、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があ  
ると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部  
又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数計算)

第6条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる  
ものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第7条 中間前金払の対象とされる工事、中間前金払の率等については、入札条件又  
は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する契約書の記載事項)

第8条 中間前払金を支払う工事の請負契約書には、次に掲げる事項を前払金に関す

る特約として付すものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (5) 保証契約の変更にに関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前金払に係る認定)

第9条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 市は、前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、中間前払金認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添付してする請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、調査は、工事主管課長が行うものとする。

3 市は、前項の調査結果が妥当と認めるときは、中間前払金認定調書(様式第3号)を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第10条 中間前払金の請求は、前条の規定による認定後、保証事業会社と当該中間前払金の対象となる公共工事に係る保証契約を締結し、当該保証契約に係る保証証書の原本1通及び写し1通を市に提出の上、速やかに行うものとする。ただし、市が工事の着手時期を別に指定するときその他必要と認める場合は、市長は請求時期を別に指定することができる。

2 市は、前項の規定による中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

第11条 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を追加払いし、又は返還させる場合における当該追加払いし、又は返

還させる中間前払金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、中間前払金を追加払いする場合においても、中間前払金の合計額は、第4条に規定する限度額を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額の2割（当初の前払金の支給率が2割を下回るときは、その率とする。次号において同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。）から支払済みの中間前払金の額を差し引いた額を追加払いするものとする。

(2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の2割に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を追加払いするときは、当該契約変更の日以後、次条の規定による保証契約変更後の保証証書を市に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を返還させるときは、契約金額を変更した日から市長が指定する日（以下「返還期限」という。）までの間に返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に依り、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した割合（ただし、年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「支払遅延防止法の割合」という。）の率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、残りの工期が30日未満のときその他必要がないと認めるときは、当該変更に伴う中間前払金を追加払いし、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第12条 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金の追加払いをしようとするときは、契約の相手方をして保証事業会社との保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

2 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、保証契約の変更があった場合には、契約の相手方は、変更後の保証証書を市長に提出するものとする。

(中間前払金の使途制限)

第13条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第14条 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第4項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 市は、規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第4項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させるときは、当該中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に支払遅延防止法の割合の率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

3 規則第49条の2第2項において準用する規則第49条第4項第2号の規定により中間前払金を返還させるときは、市長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に支払遅延防止法の割合の率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の中間前金払)

第15条 2年度以上にわたる工事であっても、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払うものとする。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため第5条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、市が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。